

## 2 不利益処分審査請求事件の概要及び進行状況等

番号	事件名	事件の概要	進行状況等
1	懲戒処分取消請求事件（白岩正吉）	訴訟事件の1と同内容のものであって、審査請求前置主義の建前から昭和33年12月28日県人事委員会に対し、不利益処分審査請求をなしたものである。	同一事件が訴訟事件として福島地裁に係属している関係からその推移にまつこととし、現在審査は行われていない。
2	懲戒処分取消請求事件（白岩正吉）	訴訟事件の2と同内容のものであって、審査請求前置主義の建前から昭和35年1月26日県人事委員会に対し、不利益処分審査請求をなしたものである。	同上
3	懲戒処分取消請求事件（松崎孝也）	生徒の進路指導につき行き過ぎがあり、その結果憲法の保障する職業選択の自由を侵したものとして県立川口高校教諭松崎孝也に対し懲戒処分を行ったところ、学校における正常な進路指導に対してなされた不当かつ不利益な懲戒処分であるとしてこの審査を請求したものである。	答弁書提出後期日未定
5	懲戒処分取消請求事件（5 19事案）	昭和47年5月19日、給与の大幅引き上げ等を目的とする日教組のストライキに際し、上司の許可なく無断で職場を離脱した高校教職員に対し服務義務違反を理由に懲戒処分に付した。 この懲戒処分を不服として県人事委員会にその取り消しを求めたものである。	期日未定
5	懲戒処分取消請求事件（4 27事案）	昭和48年4月27日の日教組統一行動に際し、上司の許可なく職場を放棄した公立学校教職員に対して懲戒処分に付したところその取り消しを求めるもの。	期日未定
6	懲戒処分取消請求事件（4 11、4 13事案）	昭和49年4月11日、4月13日の日教組統一行動に際し、上司の許可なく職場を放棄した公立学校教職員に対して懲戒処分に付したところその取り消しを求めるもの。	期日未定
7	懲戒処分取消請求事件（12 10、3 9 4 20事案）	昭和50年12月10日、51年3月9日、51年4月20日の日教組統一行動に際し、上司の許可なく職場を放棄した公立学校教職員に対して懲戒処分に付したところその取り消しを求めたもの。	期日未定

34条の公益法人の数は、65件である。(別表参照)  
今年度新たに設立許可をした法人は3件である。

## 第12節 公益法人の設立及び監督 の状況について

昭和54年3月31日現在、県教育委員会の所管に属する民法第

別表 県教育委員会所管民法第34条公益法人一覧

54. 3 31現在

名称	事務所の所在地	代表者名	事業の種類	設立許可年月日	所管課
財会津育英会	会津若松市東栄町3-46 会津若松市役所内	二瓶泰	育英奨学	明34. 3 13	教総
財会津弔靈義会	会津若松市東栄町3-46 会津若松市役所内	和田晋	飯盛山等祭壇典	大6. 3. 29	教総
財見弥山義会	耶麻郡猪苗代町見弥山3 土津神社内		休眠	大9 2 5	教総
財磐城育英会	いわき市平字高月7 県立磐城高校内		休眠	大14 10 16	教総
財信夫文知摺保勝会	福島市山口字寺前5	横山玄邦	文知摺保音存	昭6 3 10	教総
財新町組	東白川郡棚倉町大字棚倉字新町77	小倉清	地域社会教育事業	昭12. 2. 8	教総
財松江奨学会	会津若松市徒之町1-37 県立会津工業高校内	早川喜代治	育英奨学	昭17. 3. 31	教総
財石島一徳社	いわき市平字白銀町3-1	馬目長雄	石島公民館運営	昭29 11. 24	教総
財福島県学校給食会	福島市松川町平館16番地の2	辺見栄之助	学校給食供給事業	昭29. 12. 27	教総